

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(毒物) 第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 (略) 一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤 一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤 一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン・八%以下を含有するものを除く。 一の五 一の九 (略) 二 十六 (略) 十六の二 二・二ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤 十六の三 (略) 十七 十六の七 (略) 二十六の八 Sーメチル-Nー「(メチルカルバモイル)ーオキシ」ーチオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、Sーメチル-Nー「(メチルカルバモイル)ーオキシ」ーチオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。 二十六の九 十六の十一 (略)	(毒物) 第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 (略) 一の二 一の六 (略) 二 十六 (略) 十六の二 (略) 十七 十六の七 (略) 二十六の八 十六の十 (略)

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二 (略)

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれ含有する製剤

二の三 (略)

四 (略)

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

四の三～四の五 (略)

五～九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

十の二～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(79) (略)

(80) シクロポリ (三～四) 「ジフェノキシ、フェノキシ (四―シア

ノフェノキシ) 及び「ビス (四―シアノフェノキシ)」ホスファ

ゼン」の混合物並びにこれ含有する製剤

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二 (略)

二の二 (略)

四 (略)

四の二～四の四 (略)

五～九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト三% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

十の二～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(79) (略)

(81) (略)	(82) 三・四―ジクロロ―ニ―シアノー―ニ―チアゾール―五―カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤	(83) └ (146) (略)	(147) 四―メチル―ニ―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤	(148) └ (150) (略)	(151) ニ―「ニ―(四―メチルフエニルスルホニルオキシイミノ)チ オフエン―三(二H)―イリデン」―ニ―(ニ―メチルフエニル ―アセトニトリル及びこれを含有する製剤	(152) └ (156) (略)	三十三└七十一の五 (略)	七十一の六 二・四・六・ハ―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオキシカン(別名メタルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・ハ―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオキシカン―〇%以下を含有するものを除く。	七十二└百の八 (略)	百の九 S―メチル―N―「(メチルカルバモイル)―オキシ」―チ オアセトイミデート(別名メトミル) 四五%以下を含有する製剤	百の十 (略)	百の十一 ――(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤
--------------	--	-----------------------------	---------------------------------------	------------------------------	--	------------------------------	---------------	--	-------------	---	---------	-------------------------------------

(80) (略)	(81) └ (144) (略)	(145) └ (147) (略)	三十三└七十一の五 (略)	七十二└百の八 (略)	百の九 S―メチル―N―「(メチルカルバモイル)―オキシ」―チ オアセトイミデート(別名メトミル) 及びこれを含有する製剤	百の十 (略)
--------------	-----------------------------	------------------------------	---------------	-------------	--	---------

百の十二	一	一（四―メトキシフェニル）ピペラジン一塩酸塩及びこれを含む製剤
百の十三	一	一（四―メトキシフェニル）ピペラジン二塩酸塩及びこれを含む製剤
百の十四	一	百の十六（略）
百一	一	百十五（略）
2		2（略）

百の十一	一	百の十三（略）
百一	一	百十五（略）
2		2（略）